

# 資料

(令和2年度 第2回上越市地域公共交通活性化協議会)



## 上越市地域公共交通活性化協議会会則（案）

（名称）

第1条 本会は、上越市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）の規定に基づき、公共交通の活性化及び再生のため、地域にとって最適な公共交通のあり方について総合的な検討、合意形成、計画作成、連絡調整及び協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行う。

合わせて、生活交通の存続が困難な地域における公共交通の確保・維持・改善に必要な計画作成を行うことを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 活性化法に関すること

ア 活性化法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び変更に関する事項

イ 形成計画の実施に係る連絡調整及び協議を行うことに関する事項

(2) 運送法に関すること

ア 運送法第9条に規定する地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項

イ 運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送のうち運送法施行規則第49条第1項第1号に規定する市町村運営有償運送及び同施行規則第49条第1項第2号に規定する公共交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項

(3) 公共交通の維持・確保・改善に関すること

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項に規定する事業に関すること。

(4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる人により構成する。

- (1) 上越市企画政策部長又はその指名する人
- (2) 公共交通事業者等の代表者又はその指名する人
- (3) 運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送事業者等の代表者又はその指名する人
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者又はその指名する人
- (5) 新潟県警察上越警察署長又はその指名する人
- (6) 市民又は地域公共交通の利用者
- (7) 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局長又はその指名する人
- (8) 新潟県交通政策局長又はその指名する人
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する人
- (10) 学識経験を有する人
- (11) その他協議会が必要と認める人

3 第2項第1号から第5号まで及び同項第7号から第9号までに掲げる委員については、協議会に代理人を出席させることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、第4条第2項第1号に規定する委員をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(監査委員)

第6条 協議会に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、会長が指名する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(委員の任期)

第7条 協議会の委員の任期は、2年以内で第3条に規定する協議事項の協議に必要な期間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ。）の全員の賛成をもってこれを決する。

4 会長は、会議で議決すべき案件が軽易であると認めるとき、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面により議決を行うことができる。

5 前項の規定により、書面により議決を行うときは、第2項及び第3項の規定を準用する。

6 第3項及び第4項の規定にかかわらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセス及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第145号）に定める「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」5.(5)運営協議会における検討プロセスに基づく協議結果は、協議会の議決があったものとする。

7 協議会の会議は、原則として公開とする。

(部会)

第9条 協議会は、必要に応じ、部会を設置することができる。

2 部会は、協議会の運営にあたり必要な事項その他協議会が必要と認める事項を処理する。

3 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席等)

第10条 協議会及び部会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実行に努めるものとする。

2 協議会において協議が調ったときは、関係者に対して証明書（別記様式）を発行することができる。

(財務)

第12条 協議会の予算、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、上越市交通政策課に置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

3 地域公共交通及び有償運送に関する相談、苦情、その他通報等に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定める。

(地域公共交通及び有償運送に関する窓口)

上越市企画政策部交通政策課

電 話 025-545-9207

ファックス 025-543-2876

(報酬及び費用弁償)

第14条 協議会の委員の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この会則は、平成20年7月25日から施行する。

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

この会則は、平成23年6月6日から施行する。

この会則は、平成23年6月6日から施行する。

この会則は、平成24年3月26日から施行する。

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

この会則は、平成24年7月25日から施行する。

この会則は、平成26年12月25日から施行する。

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

この会則は、平成29年5月24日から施行する。

この会則は、令和元年5月27日から施行し、改正後の上越市地域公共交通活性化協議会会則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

この会則は、令和2年6月18日から施行する。

## 運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン（一部抜粋）

1.～4. 略

5. 運営協議会の合意

(1)～(4) 略

(5) 運営協議会における検討プロセス

運営協議会において、地域の移動ニーズに対応した交通（乗合タクシー等）を適切な役割分担により円滑に導入するために、以下の検討プロセスにより、協議を行うものとする。

① 地域の移動ニーズに対応した交通の導入に関する提案

地域の移動ニーズに対応した交通の導入に関し、具体的な提案（運行内容（路線又は区域）、運賃料金、実施時期が定められているもの。）を2ヶ月以内に提出するよう、運営協議会から地域の交通事業者に対して求めることとする。

なお、期限内に具体的な提案がない場合は、地域の移動ニーズに対応した交通に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であることについて、運営協議会の協議が調ったものとみなし、③の協議を行うものとする。

② 提案内容に関する協議

①の提案について、地域の移動ニーズへの対応の観点から、運営協議会に対して提案があった日から最長4ヶ月間の協議を行うものとし、実施すると協議結果となった場合は、これをもって運営協議会における協議が調ったものとみなす。

なお、4ヶ月間の期間内に実施すると協議結果に至らなかった場合は、地域の移動ニーズに対応した交通に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であることについて、運営協議会の協議が調ったものとみなし、③の協議を行うものとする。

③ 自家用有償旅客運送の実施に関する協議

地域の移動ニーズに対応した、NPO 等による公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送（運行内容（路線又は区域）、運賃料金、実施時期等）について協議するものとする。

④ 更新登録における検討プロセスによる協議

現に実施されている自家用有償旅客運送に対して、提案者から、交通事業者による困難性が認められないとの意見を付した上で、具体的な提案を行う場合、提案者は現に実施されている自家用有償旅客運送の有効期間の満了日の4ヶ月前までに協議会に提案を行い、①～③に基づき検討を行うものとする。

この場合、地域の移動ニーズに対応した交通手段の安定的な確保の観点から、提案により提供される輸送サービスの持続性を踏まえ、自家用有償旅客運送の更新登録を行うことを含め、慎重に検討を行うものとする。

⑤ 検討プロセスの運用

上記の検討プロセスの運用については、運営協議会設置要綱において、検討プロセスに基づく協議結果は運営協議会において議決されたものとする旨を、あらかじめ定めるものとする。

ただし、現に行われている協議の状況や段階等を踏まえ、検討プロセスに基づく協議結果は運営協議会で議決されたものとする旨を、あらかじめ、議決することも可能とする。

6. 略

## 令和元年度実施事業等について

## 1 協議会の開催状況

回	日付	内容
第1回	令和元年 5月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上越市地域公共交通活性化協議会会則の一部改正について</li> <li>・平成30年度決算及び監査報告について</li> <li>・令和元年度上越市福祉タクシー導入促進事業計画について</li> <li>・平成31年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について</li> <li>・令和2年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について</li> <li>・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について</li> <li>・次期上越市総合公共交通計画の策定について（令和元年度の取組内容）</li> </ul> </li> <li>○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度上越市福祉タクシー導入促進事業実績について</li> <li>・自家用有償旅客運送の軽微な事項の変更の届出について</li> <li>・平成31年度上半期（平成30年10月～平成31年3月）の路線バス等の利用状況について</li> </ul> </li> </ul>
第2回	令和元年 7月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税率引上げに伴う協議運賃路線の運賃改定について</li> <li>・イベント時等に配布する公共交通啓発資料の作成について</li> <li>・次期上越市総合公共交通計画の策定について（住民の移動に係る地域の取組に対する支援策）</li> </ul> </li> <li>○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バス（直江津・浦川原線）のダイヤ見直しについて</li> <li>・令和元年度公共交通利用促進事業の進捗について</li> </ul> </li> </ul>
第3回	令和元年 9月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度以降の公共交通利用促進事業の方向性について</li> <li>・路線バス（富岡線）の県立武道館への乗り入れについて</li> <li>・降雪期前の通勤・通学者へ配布する公共交通啓発資料の作成について</li> <li>・次期上越市総合公共交通計画の策定について（共助の取組、計画の構成、各地域の合意形成の経過報告について）</li> </ul> </li> <li>○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バス（大平線）のダイヤ見直しについて</li> <li>・令和元年度公共交通利用促進事業の進捗について</li> </ul> </li> </ul>
第4回	令和元年 12月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期上越市総合公共交通計画の策定について（計画案について）</li> <li>・地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について</li> <li>・令和2年4月に行うバス路線の再編について</li> <li>・高校等新入生を対象とした公共交通啓発資料の作成について</li> <li>・公共交通総合時刻表の作成について</li> <li>・新潟空港直行ライナーの廃止について</li> </ul> </li> <li>○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風19号に伴う公共交通への影響とその対応について</li> <li>・令和2年度からの地域公共交通活性化協議会市民委員の募集について</li> <li>・令和元年度公共交通利用促進事業の進捗について</li> </ul> </li> </ul>
第5回	令和2年 2月7日 ～ 令和2年 2月14日 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年4月に行うバス路線の再編について</li> </ul> </li> </ul>



事業名	日付	内容
第6回	令和2年 3月16日 ～ 令和2年 3月23日 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次上越市総合公共交通計画の策定について（パブリックコメントの結果等について）</li> <li>・令和2年度事業計画（案）及び当初予算（案）について</li> <li>・自家用有償旅客運送における学生定期乗車券の導入について</li> </ul> </li> <li>○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に伴う公共交通への影響とその対応について</li> <li>・平成31年度上越市地域内フィーダー系統補助の実績について</li> <li>・安塚区における一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線バスの運行の休止（休止の継続）について</li> <li>・令和2年4月1日付け路線バスのダイヤ改正について</li> <li>・令和元年度公共交通利用促進事業の実施報告について</li> </ul> </li> </ul>

## 2 利用促進策の実施状況

- ・令和元年度の利用促進事業は以下のとおり。

No.	事業内容	実施団体	実施時期
1	高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成・配布 (6,560部作成)	・協議会	R1.7.1 ～配布
2	夏休み小・中・高校生「バス乗車体験」キャンペーン (6,557人利用) 小学生以下：1乗車50円 中・高校生：1乗車100円	・頸城自動車及びグループ会社 ・上越市市営バス (上越市：共催) ・中郷区を運行する乗合タクシー	R1.7.27 ～R1.8.31
3	バスの日フェスタ 2019 ～働く車大集合！～	・頸城自動車及びグループ会社 (協議会：後援)	R1.9.14
4	イベント時等に配布する公共交通啓発資料の作成・配布 (1,000部作成)	・協議会	R1.9.14 ～配布
5	降雪期前の通勤・通学者へ配布する公共交通啓発資料の作成・配布 (174部作成)	・協議会	R1.11.11 ～配布
6	高校等新入生を対象とした公共交通啓発資料の作成・配布 (1,850部作成)	・協議会	R2.2.13 ～配布

No.	事業内容	実施団体	実施時期
7	路線別の大文字時刻表の作成・配布 (26,300部作成)	・協議会 ・上越市(13区総合事務所)	R2.3.15 ～配布
8	上越市内公共交通総合時刻表の作成・配布 (10,000部作成)	・協議会	R2.3.19 ～配布

・各区で取り組んだ令和元年度の利用促進事業は以下のとおり。

No.	事業内容	実施地区	実施時期
1	施設と連携した割引サービス		
	深山荘までバスを利用した人にスタンプを押印し、5個貯めると深山荘で使用できる1,000円の商品券を進呈	牧区	H31.4 ～R1.11
	ろばた館まで市営バスを利用して5回入浴すると次回の入浴料が無料	名立区	H31.4 ～R2.3
2	敬老の日におじいちゃんおばあちゃんとバスに乗ろう		
	たにはま保育園、安塚保育園、南川保育園、明治保育園、いたくら保育園、きよさと保育園の園児が描いたおじいちゃんおばあちゃんの似顔絵をバス車内に掲示	合併前上越市、安塚区、頸城区、板倉区、清里区	R1.9
3	公共交通の利用PR		
	夏休み・小・中・高校生「バス乗車体験」キャンペーンを総合事務所だよりに掲載	13区	R1.7 ～R1.8
	デマンド交通の時刻表や運行情報、利用促進情報を掲載したチラシを配布	浦川原区、中郷区、三和区	R1.10 R1.12
	デマンド交通の利用方法や利用促進情報を総合事務所だよりへ掲載	浦川原区、大島区、吉川区、中郷区、清里区、三和区、名立区	R1.6 ～R1.10 R1.12 ～R2.3
	地区懇談会でバスのお得な乗車券について情報提供	浦川原区、頸城区	R1.6 R1.8
	公民館事業や町内会長会議の案内時に、バス利用の呼びかけを実施	頸城区、名立区	R1.7 ～R1.11
	総合事務所職員にバス利用の呼びかけ	頸城区	R1.8

No.	事業内容	実施地区	実施時期
4	お買い物ツアー		
	牧区雨露町内会が市営バスと路線バスを乗り継いで行く買い物ツアーを実施	牧区	R1. 5 R1. 8
	中郷区西部地区の高齢者を対象としたお買い物ツアーを実施	中郷区	R1. 5 ～R1. 11
	中郷区内の 70 歳以上で車を運転しない人を対象としたお買い物ツアーを実施	中郷区	R1. 6 ～R1. 12
5	イベントとのタイアップ		
	きよさと朝市までバスを利用した人に、ポイントカードのスタンプを1つ贈呈	清里区	H31. 4 ～R1. 12
	板倉ふれあいまつりへバスで来場した人にビンゴ大会のビンゴカード引換券を進呈	板倉区	R1. 11

令和2年度事業計画及び当初予算について  
(令和元年度第6回協議会資料)

## 1 要旨

令和2年度事業計画(案)及び当初予算(案)について協議するもの。

## 2 令和2年度事業計画(案)

月	事業・事務内容	協議会開催予定
4月	・上越市内公共交通「マイ時刻表」の配付	【第1回協議会】※書面協議 ・停留所の移設 ・市営バス学生定期乗車券の適用方法の変更
5月		【第2回協議会】 ・令和元年度決算報告 ・第2次総合公共交通計画に基づくバス路線の再編 ※三和区 ・令和3年度フィーダー系統確保維持計画の作成
7月	・夏休み小・中・高校生「バス乗車体験」キャンペーンの実施(～8月) ・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の配布	【第3回協議会】 ・第2次総合公共交通計画に基づくバス路線の再編(10月再編)※浦川原・柿崎・中郷・板倉・清里区 ・自家用有償旅客運送の更新登録
9月	・バスの日フェスタの実施	【第4回協議会】 ・令和3年度利用促進事業
9月 ～ 11月	・ホームページ案内ポスターの掲示 ※ホームページの公開時期に合わせる	
12月	・公共交通総合ホームページの開設 ※利用促進等一部ページの先行公開(9月頃)を検討する	【第5回協議会】 ・第2次総合公共交通計画に基づくバス路線の再編(4月再編)※安塚・牧・柿崎・大潟・頸城・板倉・清里区 ・自家用有償旅客運送の新規登録(清里区) ・令和2年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金の事業評価
3月	・総合時刻表の配布	【第6回協議会】 ・令和2年度事業報告 ・令和3年度事業計画及び当初予算
随時	・各区の路線の再編に合わせて、再編周知チラシの配布	※各回において再編に向けた取組の進捗状況を報告する。

### 3 令和2年度当初予算(案)について

#### 【歳入の部】

(単位：円)

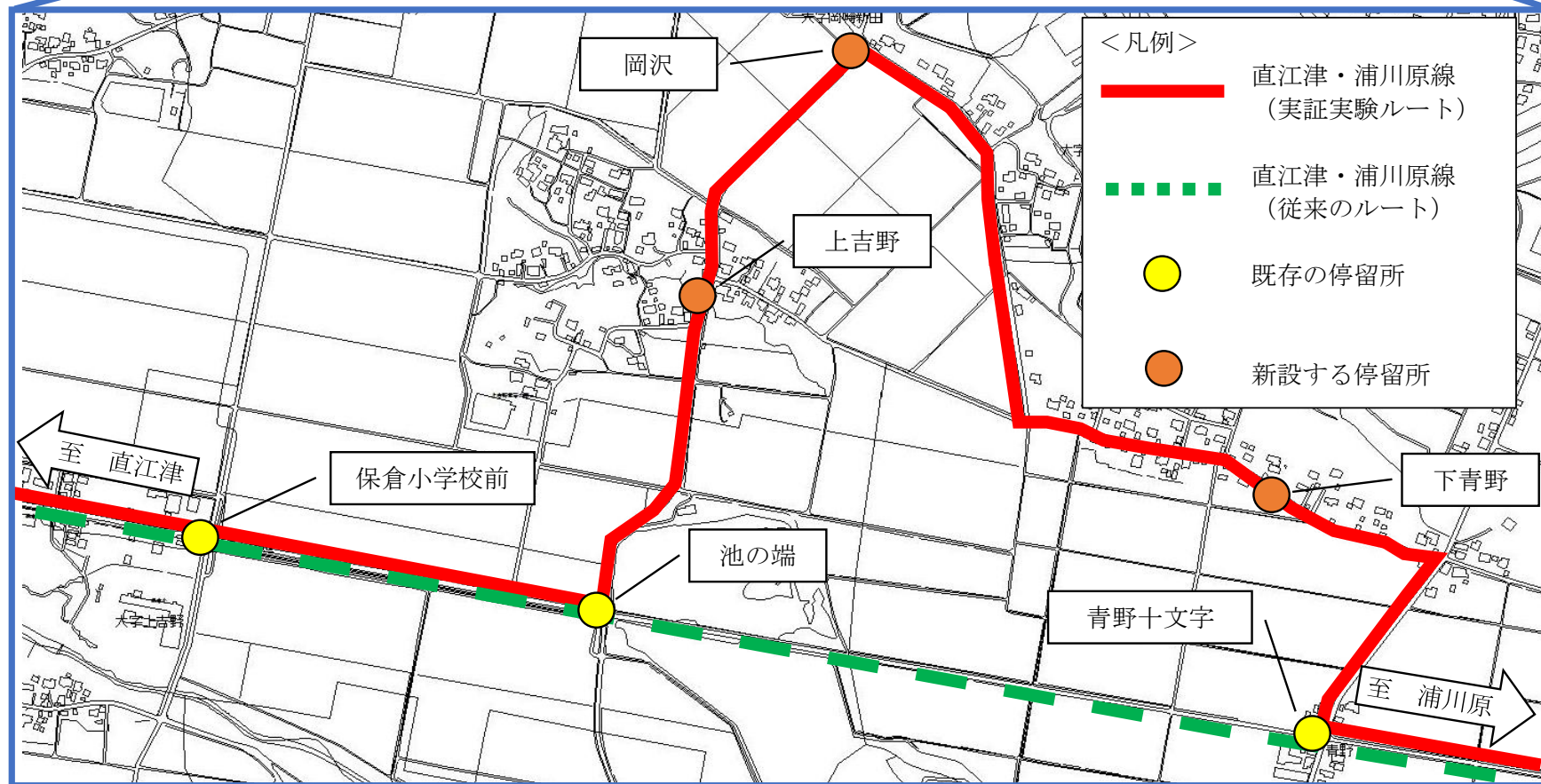
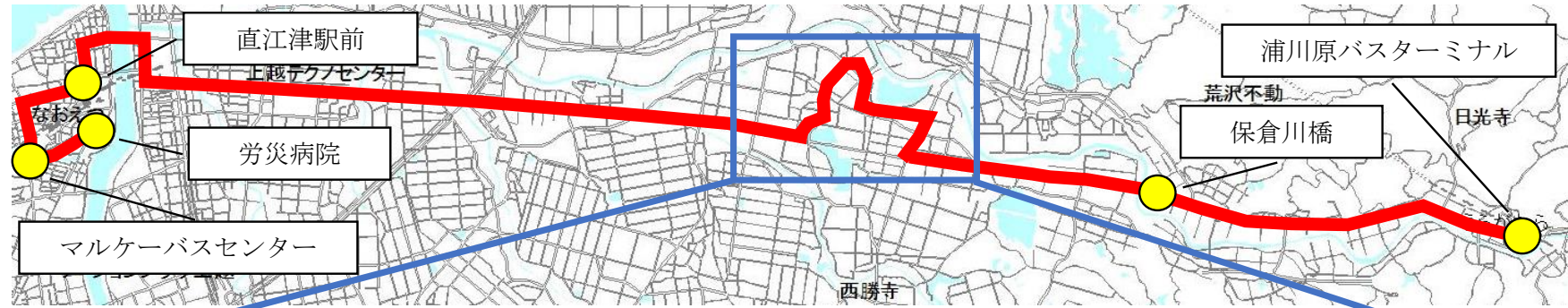
科 目	元年度 予算額 (A)	2年度 予算額 (B)	比 較 (B)－(A)	備 考
<b>負担金</b>	<b>1,835,000</b>	<b>1,877,000</b>	<b>42,000</b>	
負担金(市)	1,286,000	1,153,000	△133,000	
負担金(事業者)	549,000	724,000	175,000	鉄道2社、バス5社、タクシー2社
<b>補助金</b>	<b>639,000</b>	<b>0</b>	<b>△639,000</b>	
補助金(国)	639,000	0	△639,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
<b>繰越金</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
繰越金	0	0	0	
<b>諸収入</b>	<b>1,000</b>	<b>1,000</b>	<b>0</b>	
運賃収入	0	0	0	
財産収入	0	0	0	
雑入	1,000	1,000	0	預金利息
<b>計</b>	<b>2,475,000</b>	<b>1,878,000</b>	<b>△597,000</b>	

#### 【歳出の部】

(単位：円)

科 目	元年度 予算額 (A)	2年度 予算額 (B)	比 較 (B)－(A)	備 考
<b>運営費</b>	<b>627,000</b>	<b>552,000</b>	<b>△75,000</b>	
会議費	409,000	396,000	△13,000	協議会及び懇話会開催諸経費
事務費	218,000	156,000	△62,000	事務用消耗品、旅費等
<b>事業費</b>	<b>1,798,000</b>	<b>1,326,000</b>	<b>△472,000</b>	
利用促進	1,528,000	1,326,000	△202,000	時刻表・公共交通啓発資料の作成等
次期計画策定	270,000	0	△270,000	印刷製本費等
<b>予備費</b>	<b>50,000</b>	<b>0</b>	<b>△50,000</b>	
予備費	50,000	0	△50,000	協議会1回開催分
<b>計</b>	<b>2,475,000</b>	<b>1,878,000</b>	<b>△597,000</b>	

# ■直江津・浦川原線 路線図



■直江津・浦川原線 時刻表

直江津方面(平日)											直江津方面(土休日)										
主な停留所名称	現行ダイヤ									実証実験ダイヤ		現行ダイヤ							実証実験ダイヤ		
	時刻									3便	4便	時刻							2便	3便	
	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便			1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便			
浦川原バスターミナル	-	7:20	8:00	9:00	12:35	15:09	16:09	16:48	-	8:00	9:00	-	8:00	9:00	12:40	15:14	16:14	-	8:00	9:00	
保倉川橋	6:35	7:25	8:05	9:05	12:45	15:19	16:19	16:58	17:59	8:05	9:05	7:21	8:05	9:05	12:45	15:19	16:19	17:10	8:05	9:05	
青野	6:38	7:28	8:08	9:08	12:48	15:22	16:22	17:01	18:02	8:08	9:08	7:25	8:08	9:08	12:48	15:22	16:22	17:13	8:08	9:08	
青野十文字	6:39	7:29	8:09	9:09	12:49	15:23	16:23	17:02	18:03	8:09	9:09	7:26	8:09	9:09	12:49	15:23	16:23	17:14	8:09	9:09	
下青野	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	8:10	9:10	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	8:10	9:10	
岡沢	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	8:11	9:11	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	8:11	9:11	
上吉野	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	8:12	9:12	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	8:12	9:12	
池の端	6:40	7:30	8:10	9:10	12:50	15:24	16:24	17:03	18:04	8:13	9:13	7:27	8:10	9:10	12:50	15:24	16:24	17:15	8:13	9:13	
保倉小学校前	6:41	7:31	8:11	9:11	12:51	15:25	16:25	17:04	18:05	8:14	9:14	7:28	8:11	9:11	12:51	15:25	16:25	17:16	8:14	9:14	
直江津駅前	7:05	8:00	8:32	9:32	13:12	15:46	16:46	17:25	18:30	8:35	9:35	7:53	8:32	9:32	13:12	15:46	16:46	17:37	8:35	9:35	
直江津ショッピングセンター前	7:08	8:03	8:35	9:35	13:15	15:49	16:49	17:28	18:33	8:38	9:38	7:56	8:35	9:35	13:15	15:49	16:49	17:40	8:38	9:38	
労災病院	↓	↓	8:40	9:40	↓	↓	↓	↓	↓	8:43	9:43	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
マルケーバスセンター	7:10	8:05	8:44	9:44	13:17	15:51	16:51	17:30	18:35	8:47	9:47	7:58	8:37	9:37	13:17	15:51	16:51	17:42	8:40	9:40	

13

浦川原方面(平日)											浦川原方面(土休日)										
主な停留所名称	現行ダイヤ									実証実験ダイヤ		現行ダイヤ							実証実験ダイヤ		
	時刻									3便	4便	時刻							2便	3便	
	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便			1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便			
マルケーバスセンター	7:03	7:19	10:44	12:12	14:55	15:55	16:50	18:00	18:55	10:44	12:12	7:03	10:50	12:18	14:55	15:55	16:50	18:00	10:50	12:18	
労災病院	↓	↓	10:47	12:15	↓	↓	↓	↓	↓	10:47	12:15	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
直江津ショッピングセンター前	7:05	7:21	10:52	12:20	14:57	15:57	16:52	18:02	18:57	10:52	12:20	7:05	10:52	12:20	14:57	15:57	16:52	18:02	10:52	12:20	
直江津駅前	7:08	7:24	10:55	12:23	15:00	16:00	16:55	18:05	19:00	10:55	12:23	7:08	10:55	12:23	15:00	16:00	16:55	18:05	10:55	12:23	
保倉小学校前	7:29	7:55	11:16	12:44	15:21	16:21	17:18	18:28	19:23	11:16	12:44	7:29	11:16	12:44	15:21	16:21	17:17	18:27	11:16	12:44	
池の端	7:30	7:56	11:17	12:45	15:22	16:22	17:19	18:29	19:24	11:17	12:45	7:30	11:17	12:45	15:22	16:22	17:18	18:28	11:17	12:45	
上吉野	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	11:18	12:46	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	11:18	12:46	
岡沢	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	11:19	12:47	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	11:19	12:47	
下青野	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	11:20	12:48	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	11:20	12:48	
青野十文字	7:31	7:57	11:18	12:46	15:23	16:23	17:20	18:30	19:25	11:21	12:49	7:31	11:18	12:46	15:23	16:23	17:19	18:29	11:21	12:49	
青野	7:32	7:58	11:19	12:47	15:24	16:24	17:21	18:31	19:26	11:22	12:50	7:32	11:19	12:47	15:24	16:24	17:20	18:30	11:22	12:50	
保倉川橋	7:36	8:01	11:22	12:50	15:27	16:27	17:24	18:34	19:29	11:25	12:53	7:35	11:22	12:50	15:27	16:27	17:24	18:34	11:25	12:53	
浦川原バスターミナル	7:45	8:08	11:29	12:57	15:34	16:34	17:31	-	-	11:32	13:00	7:42	11:29	12:57	15:34	16:34	-	-	11:32	13:00	

資料3-2

■直江津・浦川原線 運賃表

指定停留所

区界停留所	指定停留所																		
直江津駅前	御館橋																		
	直江津ショッピングセンター前																		
	西本町一丁目																		
	中央一丁目																		
	中央二丁目																		
春日新田西	春日新田東															労災病院前			
	小町橋															東雲町二丁目	160		
上越テクノセンター前	福田													マルケーパーバスセンター	160	160			
														直江津駅前	160	160	200		
上名柄	蓮の町											川原町	160	220	260	270			
岡沢	上吉野											春日新田西	160	180	260	260	270		
	下青野											三ツ屋	160	180	250	310	310	310	
末野東	神田入口									上越テクノセンター前	160	180	220	280	350	350	350		
										福橋	160	160	220	260	310	370	370	370	
								上千原北	160	160	200	260	280	350	420	420	420		
						下五貫野	160	160	200	240	280	330	370	440	440	440			
				五貫野西	160	170	220	250	280	340	380	420	480	480	480				
				上名柄	160	200	240	280	310	320	390	420	460	510	510				
				池の端	160	200	260	290	330	350	380	440	460	500	560	560			
				岡沢	160	210	260	310	330	380	400	430	480	500	550	590	590		
				青野十文字	160	160	210	260	310	330	380	400	430	480	500	550	590		
				美守郵便局前	160	210	210	280	320	370	390	430	450	480	530	560	590	630	
				末野東	160	210	260	260	310	370	420	440	470	490	510	560	590	630	670
				飯室	160	210	280	310	380	420	460	480	510	540	570	610	630	660	730
				印内	160	200	260	320	370	420	460	490	530	560	580	600	640	660	710
				日向	160	170	240	280	350	400	400	450	480	530	560	580	590	620	660
				横川	160	160	210	270	330	380	430	430	470	510	560	570	600	620	640
浦川原バスターミナル	180	180	220	270	320	370	440	470	510	560	590	620	630	660	690	730	750	780	820



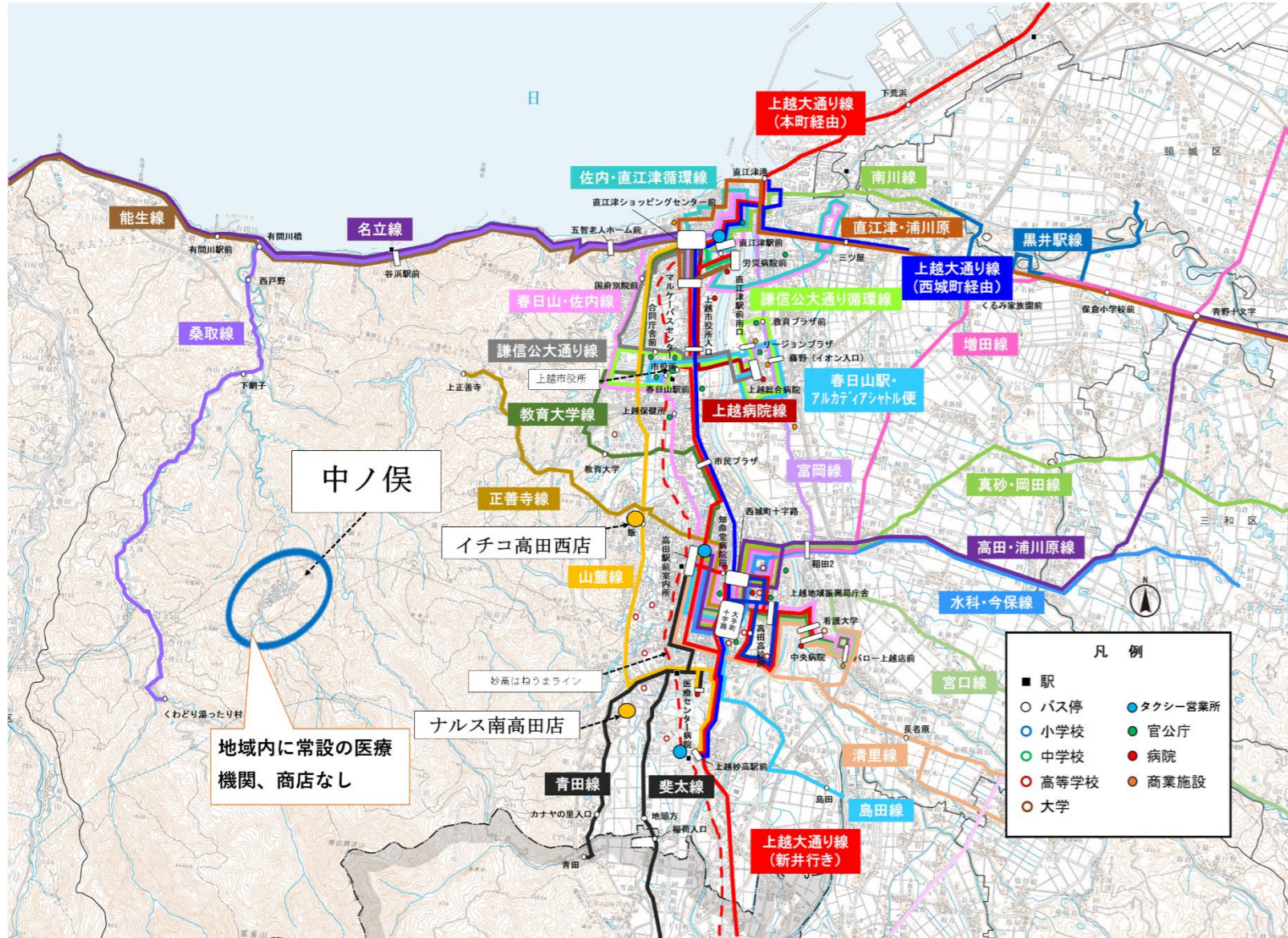
1 運行検討の経緯

中ノ俣地域の住民から、中ノ俣地域で活動する NPO 法人「かみえちご山里ファン倶楽部」に対し、地域の状況として高齢者が多く、今後、自動車の運転ができなくなる住民が増えることから、地域の移動手段を確保するための取組を行ってほしいとの要望があり、検討に至る。

2 中ノ俣地域の概要

(1) 位置

市の西に位置する中山間地域であり、地域内に常設の医療機関、買い物ができる商店等はない。



本地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 令元北複、第9号)  
本複製品を第三者が複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。  
※P16に掲載の地図も同じ。

(2) 人口等

人口の約90%が65歳以上であり、高齢化が著しい地域である。

町内会	世帯数	人口	65歳以上人口	75歳以上人口
中ノ俣	38世帯	59人	53人	45人

3 中ノ俣の公共交通の状況

(1) 公共交通等の状況

No.	区分	運行状況等
1	鉄道	運行地域外
2	バス	運行地域外
3	タクシー	運行地域に該当するが、付近に営業所がなく配車に時間を要することや幹線まで距離があることで、運賃が高額になり、気軽に利用できないため、利用者はほとんどいない。
4	患者輸送車	無医地区に準じた地区であるため、通院を目的とした人を対象に週2回(火・金)市内の医療機関への輸送を市が交通事業者へ委託し実施 ※毎週木曜日は医師を送迎し診療所を開設

(2) 住民の移動の実態(H30市の聞き取り調査)

自家用車を保有しない世帯の移動状況を町内会長、民生委員から聞き取り

移動手段	内容	意見(地域の声)	通院先	買い物先
送迎	遠方に住む家族の送迎や近所の住民同士の助け合いによる送迎	・自分が外出したい時に出掛けられない。 ・送迎してくれる相手に気を使う。	高田駅周辺の医療機関	イチコ高田西店
その他	患者輸送車(市が交通事業者へ委託) ※通院目的の利用者を対象とし、無料で輸送	・買い物のみの利用が認められないため、通院時に買い物を行っている。 ・買い物のみでも利用できるバスがあると助かる。		

4 運行計画

(1) 内容

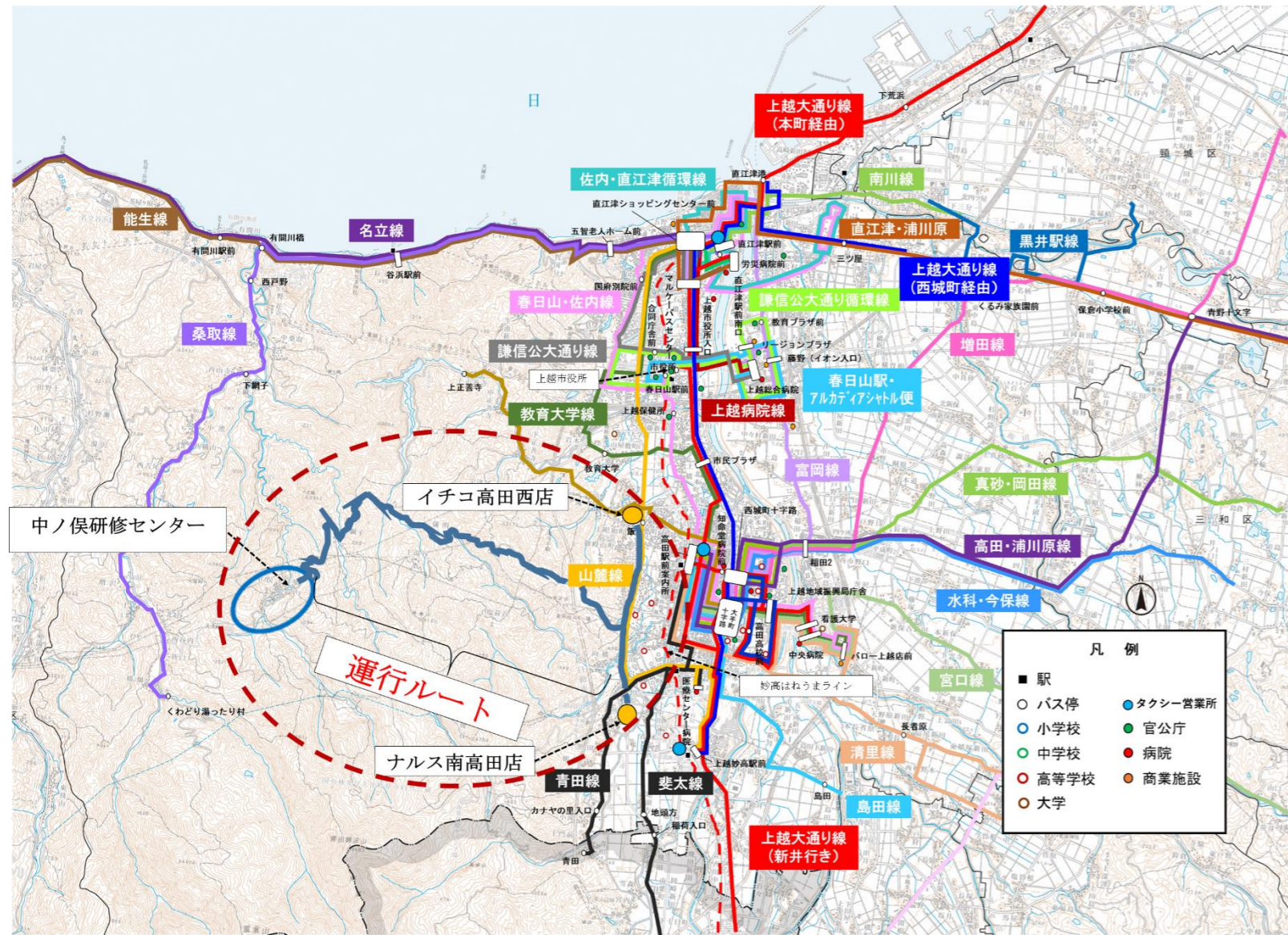
内容	
運行目的	主に住民の買い物時の移動手段を確保する。
運行主体	NPO 法人かみえちご山里ファン倶楽部
対象者	中ノ俣町内会 59人
運行日	毎週木曜日 ※前日までの予約によるデマンド運行
運行開始予定日	7/9(木)
便数	2便(1往復)
片道運行時間	55分
片道距離	18km
運行区間(路線)	中ノ俣研修センター～ナルス南高田店～イチコ高田西店 ※区間内は自由乗降とする。
使用車両	①10人乗り車両 運転手を除く定員9人 ②4人乗り車両 運転手を除く定員3人
1便当たりの利用者見込み	約3.6人(年間利用者総数 269人 ÷ 合計運行回数 37回 ÷ 2便)



(2)ダイヤ

①中ノ俣研修センター→ナルス南高田店→イチコ高田西店				②イチコ高田西店→ナルス南高田店→中ノ俣研修センター			
行先	発着	ダイヤ	運行時間	行先	発着	ダイヤ	運行時間
中ノ俣研修センター	発	8:30	40分	イチコ高田西店	発	11:00	15分
ナルス南高田店	着	9:10		ナルス南高田店	着	11:15	
ナルス南高田店	発	10:00	待機	ナルス南高田店	発	11:15	40分
イチコ高田西店	着	10:15	15分	中ノ俣研修センター	着	11:55	

(3)ルート



(4)運賃

片道 500 円

※中ノ俣研修センターからナルス南高田店までのタクシー運賃は、約 6,000 円

5 第2次上越市総合公共交通計画との整合

「第2次上越市総合公共交通計画」ではバス路線を廃止する地域や、タクシー以外の公共交通がない地域など、十分な需要が認められず、従来の公共交通の導入が困難な見通しにある地域においては、地域と連携し、各地で現在取り組まれている様々な輸送サービスを組み合わせながら、住民の移動手段を確保していくことが必要としている。また、これら地域の定期的な移動手段を確保する手法として、住民が主体となった互助による輸送が有効と考え、輸送の取組に対し、市が支援を行うこととしていることから、自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)への登録を支援していく。

互助による輸送の形態

項目	内容
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス路線を廃止する沿線地域</li> <li>バス路線がない地域などで、一定の利用見込みがある地域</li> </ul> ※いずれの場合も、ハイヤー協会との事前協議・調整が必要
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民により設立・組織される団体等</li> </ul> ※小学校区や地域自治区程度の範囲で活動する団体を想定
運行形態	(ア)～(ウ)による、一定の頻度以上の定期的な運行とする。 (ア)一般乗合旅客自動車運送事業者への委託 (イ)公共交通空白地有償運送(自家用有償旅客運送) (ウ)ボランティア輸送(道路運送法の許可又は登録を要しない運送) ※一定水準の保険加入、地域の合意形成等を条件とする。

資料：第2次上越市総合公共交通計画 P33 図表 5-7



## 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 2 年 月 日

(名称) 上越市地域公共交通活性化協議会  
(代表者名) 会 長 池田 浩

## 生活交通確保維持改善計画の名称

上越市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和 3 年度～令和 5 年度）

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

上越市では、鉄道（えちごトキめき鉄道妙高はねうまライン及び日本海ひすいライン、JR 東日本信越本線、北越急行ほくほく線）のほか、当市と周辺自治体を、また、鉄道のない郊外エリアと市街地を結ぶ一部の幹線的バス系統を公共交通ネットワークの骨格に位置付け、その他の路線バス系統やコミュニティバス（市町村運営有償旅客運送）と接続させることで、効率性を考慮しながらも、使い勝手のよい階層的な公共交通ネットワークの構築を進めるとともに、生活交通の維持・確保がなされるよう、既存の路線バス等について、地域の実情を踏まえた運行形態へと見直しを進めている。

平成 21 年度以降、地域公共交通活性化・再生総合事業に取り組むなど、路線バスの見直し・実証運行に取り組んできた。しかし、路線バスの利用者数は、近年、減少幅が若干鈍化傾向にあるものの、依然として減少傾向に歯止めがかかっていない状況にあり、収支状況の悪化により行政負担が増加する中、路線バスの運行の効率化などにより、なんとか生活交通を維持している状況である。

地域内フィーダー系統として計画に登載する、①安塚線（うらがわら駅前～虫川大杉駅前～保健センター前）は、安塚区（旧東頸城郡安塚町）の中心部とほくほく線虫川大杉駅、浦川原区（旧東頸城郡浦川原村）の浦川原バスターミナルを結ぶ唯一の路線で、区域の住民はもとより、路線沿線に所在する県立高田高等学校安塚分校の生徒が通学に利用する日常生活に欠かすことのできない路線であるが、区域内の人口減少に加え、日常的な利用が期待される高校生の数も減少を続けており、平成 23 補助年度から県単補助基準を満たせない路線となり、収支状況が悪化している。

②島田線（高田駅前～岡原～曾根田）は、板倉区（旧中頸城郡板倉町）の中心部と妙高はねうまラインの高田駅を結ぶ路線であり、高校生の通学、総合病院等への通院のほか、同区からの通勤に利用される生活路線であるため、土日を含めて一定の運行回数を維持する必要があるが、平成 21 補助年度からは県単補助基準を満たせなくなり、路線維持に要する負担が増大している。

③佐内・直江津循環線（直江津駅前～労災病院前～佐内入口）は、直江津市街地を周遊し、佐内地区を結ぶ路線で、市街地を運行し、住宅地、商業施設、駅及び病院を循環することで、高齢者を中心とした生活交通の足を確保するとともに、佐内地区の住民の通院や買い物などを目的とした日常生活を支える路線として、維持していく必要がある。

④岡沢ルート（新井バスターミナル～中郷区総合事務所前～岡沢）は、中郷区（旧中頸城郡中郷村）と新井バスターミナルを結ぶ路線で、総合病院等への通院や買い物、中学生の通学などを主な目的としており、自家用車を持たない住民の日常生活を支える路線として、維持していく必要がある。

⑤月影・下保倉・末広ルート（1）（うらがわら駅～浦川原区中心部～谷）、⑥月影・下保倉・末広ルート（2）（月・水・木曜日にのみ運行）、⑦上柿野ルート（うらがわら駅～上柿

野～うらがわら駅)、⑧小麦平ルート(うらがわら駅～小麦平～うらがわら駅)は、浦川原区(旧東頸城郡浦川原村)や大島区(旧東頸城郡大島村)の中山間地と浦川原バスターミナルやほくほく線うらがわら駅を結ぶ路線で、浦川原区の中心部や直江津など区外への通院や買い物を主な目的としており、自家用車を持たない高齢者を中心に住民の日常生活を支える重要な路線として、維持する必要がある。

⑨真砂・岡田線(高田駅前～真砂寺前～北坪山上)は、真砂線と岡田線の一部を統合した路線であり、三和区(旧中頸城郡三和村)とえちごトキめき鉄道の高田駅を結んでいる。沿線住民の主な生活圏域は高田方面であり、高校生の通学を中心に、通院や買い物など自家用車を持たない人の日常生活を支える路線として維持する必要がある。

以上のことから、地域公共交通確保維持事業を活用することにより、①～⑨の路線を維持し、住民の生活交通の手段を存続させていくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

①安塚線：前年度収支率より改善若しくは少なくとも維持する。

※参考：収支率の推移

- a) H28.10～H29.9(12か月) 60.5%
- b) H29.10～H30.9(12か月) 53.8%
- c) H30.10～R1.9(12か月) 47.0%

②島田線：前年度収支率より改善若しくは少なくとも維持する。

※参考：収支率の推移

- a) H28.10～H29.9(12か月) 15.8%
- b) H29.10～H30.9(12か月) 17.4%
- c) H30.10～R1.9(12か月) 19.0%

③佐内・直江津循環線：前年度収支率より改善若しくは少なくとも維持する。

※参考：収支率の推移

- a) H28.10～H29.9(12か月) 13.6%
- b) H29.10～H30.9(12か月) 12.5%
- c) H30.10～R1.9(12か月) 13.2%

④岡沢ルート：前年度収支率より改善若しくは少なくとも維持する。

※参考：収支率の推移

- a) H28.10～H29.9(12か月) 12.9%
- b) H29.10～H30.9(12か月) 12.1%
- c) H30.10～R1.9(12か月) 10.5%

⑤⑥月影・下保倉・末広ルート、⑦上柿野ルート、⑧小麦平ルート：前年度収支率より改善若しくは少なくとも維持する。

※参考：収支率の推移、aは再編前の実績

- a) H28.10～H29.9(12か月) 9.8%
- b) H29.10～H30.9(12か月) 16.3%
- c) H30.10～R1.9(12か月) 17.7%

⑨真砂・岡田線：前年度収支率より改善若しくは少なくとも維持する。

※参考：収支率の推移

- a) H28.10～H29.9(12か月) 22.9%
- b) H29.10～H30.9(12か月) 18.1%
- c) H30.10～R1.9(12か月) 19.1%

## (2) 事業の効果

### ①安塚線

安塚線は当該地区と浦川原区を結ぶ唯一の公共交通（タクシーを除く）であり、本線を維持することにより、当該地区の住民はもとより沿線に所在する県立高田高等学校安塚分校へ通学する生徒の移動手段が確保される。また、本線をほくほく線「虫川大杉駅」、「うらがわら駅」及び当該区域内で運行する自家用有償旅客運送（スクールバスへの混乗方式）と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

### ②島田線

島田線を維持することにより、当該地区の住民の通勤・通学、高齢者を中心とした通院の足として、日常生活に必要な移動手段が確保される。また、当該区域内の路線バスや高田地区の幹線バス系統及びえちごトキめき鉄道「高田駅」と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

### ③佐内・直江津循環線

佐内・直江津循環線を維持することにより、佐内地区の高齢者を中心に通院や通勤、買い物など日常生活に必要な移動手段が確保される。また、本線をえちごトキめき鉄道「直江津駅」及び幹線系統「上越大通り線」等と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

### ④岡沢ルート

岡沢ルートを維持することにより、中郷区を始めとする沿線の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、デマンド運行を導入することにより、効率的に乗合タクシーを運行し、高齢化が進む地域において、日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、中学生の通学時の移動手段にも対応することができる。さらに、本線を幹線系統「上越大通り線」、えちごトキめき鉄道「新井駅」及び「二本木駅」と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

### ⑤⑥月影・下保倉・末広ルート、⑦上柿野ルート、⑧小麦平ルート

3つのルートを維持することにより、浦川原区の高齢者を中心に日常生活に必要な移動手段が確保される。また、デマンド運行を導入することにより、効率的に乗合バスを運行し、自宅や目的地の近くで乗降車できるようになり、高齢化が進む当該地区の住民の利便性が向上する。さらに、3線を幹線系統「直江津・浦川原線」及びほくほく線「うらがわら駅」と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

### ⑨真砂・岡田線

真砂・岡田線を維持することにより、当該地区の住民の通学や通勤に加え、高齢者を中心に通院の足として、日常生活に必要な移動手段が確保される。また、本線を高田地区の幹線バス系統及びえちごトキめき鉄道「高田駅」と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・市民の移動ニーズに合わせて、バス・鉄道等の運行時間帯や本数など、ダイヤの見直しを行う。バスからバス、バスから鉄道への乗り継ぎに対応したダイヤの見直しを行う。（上越市地域公共交通活性化協議会、事業者、上越市）
- ・小中高校生夏休み特別運賃、70歳以上の高齢者や運転免許証返納者を対象とした市内路線バス乗り放題となる定期券、1日フリー乗車券の車内販売、施設と連携した割引サービスなどの実施。（事業者、各施設、上越市）

- ・鉄道・路線バス等の路線図や運行時刻、運賃、乗り方、企画切符などの情報をひとつにまとめた公共交通利用ガイドを作成し、市民へ配布。（上越市地域公共交通活性化協議会）
- ・公共交通の利用啓発資料を作成し、バス案内所や学校、イベント等で配布することにより、市民や観光客へ周知。（上越市地域公共交通活性化協議会）
- ・公共交通の利用が多い高校生や高齢者を対象とした企画切符の情報や、鉄道・バスの乗り方についての啓発資料を作成し、配布。（上越市地域公共交通活性化協議会）
- ・公共交通に対する理解を深めるためのイベント（バスの日フェスタ）を毎年9月に開催。公共交通の利用を啓発、子どもたちを対象にバスの乗り方体験教室等を実施。（バス事業者）

（第2次上越市総合公共交通計画 P72～78 参照）

#### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付  
その他、以下のとおり。

##### 1) 時刻表

- ・別紙「時刻表」のとおり

##### 2) 運行予定期間

- |                                |                   |
|--------------------------------|-------------------|
| ①安塚線                           | 平成22年4月1日から（終期末定） |
| ②島田線                           | 平成23年3月1日から（終期末定） |
| ③佐内・直江津循環線                     | 平成24年4月1日から（終期末定） |
| ④岡沢ルート                         | 平成25年4月1日から（終期末定） |
| ⑤⑥月影・下保倉・末広ルート、⑦上柿野ルート、⑧小麦平ルート | 平成26年7月1日から（終期末定） |
| ⑨真砂・岡田線                        | 平成27年4月1日から（終期末定） |

※実証・試験運行終了後の本格運行開始時期を記載

##### 3) 運行事業者決定の経緯

以下の理由により運行事業者を次のとおり選定する。

- |                                |             |
|--------------------------------|-------------|
| ①安塚線                           | 東頸バス(株)     |
| ②島田線                           | くびき野バス(株)   |
| ③佐内・直江津循環線                     | 頸城自動車(株)    |
| ④岡沢ルート                         | アイエムタクシー(株) |
| ⑤⑥月影・下保倉・末広ルート、⑦上柿野ルート、⑧小麦平ルート | 東頸バス(株)     |
| ⑨真砂・岡田線                        | くびき野バス(株)   |

##### [理由]

- ・実証運行以前から、当該エリアにおいて一般乗合旅客自動車運送事業を運営し、地域住民等の移動手段を確保してきたこと。
- ・当該エリアにおける乗合輸送の実施について、必要なノウハウや人材（大型二種自動車免許保有者等）を持ち、安全・安心の輸送サービスを提供できると見込まれること。
- ・①～③、⑨の各路線を運行する区域のほか、周辺地域で一般乗合旅客自動車運送事業



を運営していることから、他地域の事業者が新規参入する場合と比較して、不採算や経営上の事情等を理由とする事業撤退が考えにくく、安定的に移動手段を確保できると見込まれるため。

- ・④～⑧については、試験運行開始時に当協議会においてプロポーザル方式の業者選定を行い、利用者の利便性向上等の観点から、当該事業者を選定したため。

4) 地域内フィーダー系統の補足資料

別紙「路線図」のとおり

①安塚線

鉄軌道路線と「うらがわら駅」で接続

②島田線

鉄軌道路線と「高田駅」で接続

③佐内・直江津循環線

地域間幹線系統（上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鶴の浜）と「直江津駅前」他で接続

④岡沢ルート

地域間幹線系統（中央病院～上越妙高駅前～新井バスターミナル）と「新井バスターミナル」で接続

⑤⑥月影・下保倉・末広ルート、⑦上柿野ルート、⑧小麦平ルート

鉄軌道路線と「うらがわら駅」で接続

⑨真砂・岡田線

鉄軌道路線と「高田駅」で接続

※①、②、⑤～⑨の路線の地域は、過疎地域に指定されている。

**5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者**

上越市から運行事業者への補助金については、運行経費から運送収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

**6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称**

東頸バス(株)

くびき野バス(株)

頸城自動車(株)

アイエムタクシー(株)

**7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法**

**【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】**

該当なし

**8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要**

**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

**9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧**

**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性  <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者<b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>

## 17. 協議会の開催状況と主な議論

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき設置した上越市地域公共交通活性化協議会の開催状況と主な協議内容

会議開催日	主な協議内容
〈第1回〉 平成20年7月25日（金）	・設立における会則、各種規定及び予算等について
〈第2回〉 平成21年1月8日（木）	・上越市地域公共交通総合連携計画策定について
〈第3回〉 平成21年2月23日（月）	・上越市地域公共交通総合連携計画（素案）について
〈第4回〉 平成21年3月10日（火）	・上越市地域公共交通総合連携計画（案）について ・上越市地域公共交通活性化・再生総合事業計画認定申請について
〈第5回〉 平成21年4月30日（木）	・平成21年度地域公共交通活性化・再生総合事業の実施内容及びスケジュールについて ・実証運行業務及び評価検証業務の委託先について
〈第6回〉 平成21年8月26日（水）	・平成20年度事業報告 ・評価検証業務計画について
〈第7回〉 平成21年12月22日（水）	・利用実態調査及び利用者アンケート調査（積雪期）の実施について ・地域住民アンケートの実施について ・平成21年度計画事業に係る事後評価について
〈第8回〉 平成22年3月25日（木）	・平成21年度実証運行地区のアンケート調査結果について ・上越市地域公共交通活性化・再生総合事業計画の変更について ・平成22年度総合事業（計画事業）の概要について
〈第9回〉 平成22年5月28日（金）	・平成21年度事業報告 ・平成22年度実証運行計画（案）について
〈第10回〉 平成22年8月5日（木）	・評価検証業務実施計画（案）について ・スクールバス混乗への移行について
〈第11回〉 平成22年10月1日（金）	・アンケート及び利用実態調査実施計画について
〈第12回〉 平成22年12月21日（火）	・平成22年度総合事業に関する事後評価について ・平成23年度の実証運行等の予定について
〈第13回〉 平成23年2月22日（火）	・路線バス見直しについて ・地域公共交通活性化・再生総合事業の変更について
〈第14回（書面協議）〉 平成23年3月18日（金）～ 平成23年3月25日（金）	・実証運行・評価検証業務の結果について
〈第15回〉 平成23年6月6日（月）	・直江津地区コミュニティバス実証運行（素案）について ・春日山・関川東部地区コミュニティバス試験運行（素案）について ・総合評価・上越市バス交通ネットワーク検討業務について

（次頁につづく）

(前頁からのつづき)

会議開催日	主な協議内容
〈第 16 回 (書面協議)〉 平成 23 年 6 月 17 日 (金) ~ 平成 23 年 6 月 27 日 (月)	・ 上越市地域内フィーダー系統確保維持計画 (案) について
〈第 17 回〉 平成 23 年 8 月 5 日 (金)	・ 直江津地区コミュニティバス実証運行計画 (案) について
〈第 18 回〉 平成 23 年 10 月 20 日 (木)	・ 実証運行・試験運行評価検証業務の実施計画 (案) について ・ 総合評価・上越市バス交通ネットワーク検討業務の実施計画 (案) について
〈第 19 回〉 平成 23 年 12 月 26 日 (月)	・ 総合評価・上越市バス交通ネットワーク計画 (仮称) について
〈第 20 回 (書面協議)〉 平成 24 年 1 月 20 日 (金) ~ 平成 24 年 1 月 30 日 (月)	・ 上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について ・ 地域公共交通活性化・再生総合事業に係る事後評価 (最終年度) について ・ 安塚区における一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線バス運行の休止 (休止の継続) について
〈第 21 回〉 平成 24 年 2 月 27 日 (月)	・ 実証運行・試験運行評価検証業務の実施状況について ・ 上越市バス交通ネットワーク計画 (仮称) について
〈第 22 回〉 平成 24 年 3 月 26 日 (月)	・ 直江津地区コミュニティバス実証運行及び春日山・関川東部地区コミュニティバス試験運行評価検証業務の実績報告について ・ 上越市バス交通ネットワーク計画 (案) について
〈平成 24 年度第 1 回〉 平成 24 年 5 月 11 日 (金)	・ 平成 23 年度及び平成 24 年度地域公共交通確保維持改善事業 (地域内フィーダー系統) の事業評価について ・ 利用促進・周知広報業務について
〈平成 24 年度第 2 回 (書面協議)〉 平成 24 年 6 月 5 日 (火) ~ 平成 24 年 6 月 12 日 (火)	・ 路線バス「正善寺線」の土日運行 (試験運行) の実施について ・ 上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
〈平成 24 年度第 3 回〉 平成 24 年 6 月 28 日 (木)	・ 平成 25 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・ 中郷区における乗合タクシー (仮称) 試験運行の運行計画 (基本仕様) について
〈平成 24 年度第 4 回 (書面協議)〉 平成 24 年 7 月 19 日 (木) ~ 平成 24 年 7 月 25 日 (水)	・ 平成 24 年度上越市福祉タクシー導入促進事業計画 (案) について
〈平成 24 年度第 5 回〉 平成 24 年 8 月 22 日 (水)	・ 中郷区における乗合タクシー試験運行に係る運行計画について ・ 謙信公大通り循環線の見直しについて
〈平成 24 年度第 6 回〉 平成 24 年 12 月 18 日 (火)	・ 中郷区における乗合タクシー試験運行に係る評価検証業務の中間報告について ・ 春日山・関川東部地区コミュニティバス試験運行に係る評価検証業務の中間報告について

(次頁につづく)

(前頁からのつづき)

会議開催日	主な協議内容
〈平成 24 年度第 7 回〉 平成 25 年 1 月 30 日 (水)	・中郷区と妙高市の一部における乗合タクシーの本格運行に係る運行計画について ・平成 25 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について ・安塚区における一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線バス運行の休止 (休止の継続) について
〈平成 24 年度第 8 回(書面協議)〉 平成 25 年 2 月 22 日 (金) ～ 平成 25 年 2 月 28 日 (木)	・牧区における市町村運営有償旅客運送の運行経路等の見直しについて
〈平成 24 年度第 9 回〉 平成 25 年 3 月 26 日 (火)	・中郷区における乗合タクシー試験運行に係る評価検証業務の報告について ・春日山・関川東部地区コミュニティバス試験運行に係る評価検証業務の報告について ・路線バス利用促進業務の実績報告について
〈平成 25 年度第 1 回〉 平成 25 年 5 月 15 日 (水)	・三和区・浦川原区における乗合タクシー導入に向けた検討状況等について ・平成 25 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について ・利用促進・周知広報業務について
〈平成 25 年度第 2 回(書面協議)〉 平成 25 年 6 月 21 日 (金) ～ 平成 25 年 6 月 27 日 (木)	・平成 26 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について
〈平成 25 年度第 3 回(書面協議)〉 平成 25 年 8 月 22 日 (木) ～ 平成 25 年 8 月 28 日 (水)	・平成 26 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
〈平成 25 年度第 4 回〉 平成 25 年 9 月 27 日 (金)	・浦川原区における乗合タクシー試験運行の運行計画 (基本仕様) について ・試験運行を担う交通事業者の選定について ・路線バス (直江津・浦川原線) の見直しについて
〈平成 25 年度第 5 回〉 平成 25 年 11 月 12 日 (火)	・浦川原区における少量輸送システム試験運行に係る運行計画について ・路線バス「横住線」「上柿野線」「小麦平線」「飯室線」の休止について ・浦川原区における少量輸送システム試験運行に係る評価検証について
〈平成 25 年度第 6 回(書面協議)〉 平成 26 年 1 月 23 日 (木) ～ 平成 26 年 1 月 29 日 (水)	・消費税率引き上げに伴う協議運賃路線の運賃改定について ・路線バス (宮口線) の見直しについて

(次頁につづく)

(前頁からのつづき)

会議開催日	主な協議内容
〈平成 25 年度第 7 回〉 平成 26 年 2 月 25 日 (火)	・浦川原区における少量輸送システム試験運行について (期間延長) ・路線バス(黒岩線・水野線)の見直しについて ・平成 26 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について ・安塚区における一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線バス運行の休止(休止の継続)について
〈平成 25 年度第 8 回(書面協議)〉 平成 26 年 3 月 20 日 (木) ～ 平成 26 年 3 月 26 日 (水)	・浦川原区における少量輸送システム試験運行の期間延長に係る予算措置について ・平成 25 年度上越市福祉タクシー導入促進事業計画の変更について
〈平成 26 年度第 1 回〉 平成 26 年 5 月 1 日 (木)	・平成 25 年度実施事業の報告について ・平成 25 年度決算報告について ・平成 26 年度事業計画(案)について ・平成 26 年度当初予算(案)について
〈平成 26 年度第 2 回〉 平成 26 年 6 月 2 日 (月)	・浦川原区における少量輸送システムの本格運行に係る運行計画について ・路線バス「横住線」の休止について ・平成 26 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
〈平成 26 年度第 3 回(書面協議)〉 平成 26 年 6 月 12 日 (木) ～ 平成 26 年 6 月 18 日 (水)	・利用促進・周知広報業務について ・上越市地域協働推進事業計画の策定について ・平成 27 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について ・新潟空港直行ライナーの運行について
〈平成 26 年度第 4 回〉 平成 26 年 8 月 11 日 (月)	・浦川原区における少量輸送システム試験運行に係る評価検証業務の報告について ・自家用有償旅客運送の更新登録の申請について ・(仮称)次期総合公共交通計画について
〈平成 26 年度第 5 回〉 平成 26 年 9 月 30 日 (火)	・「バスの日フェスタ 2014」実施報告について ・(仮称)次期総合公共交通計画について
〈平成 26 年度第 6 回〉 平成 26 年 11 月 13 日 (木)	・(仮称)次期総合公共交通計画について ・路線バス(直江津・浦川原線)の労災病院への乗り入れについて ・平成 26 年度補正予算(案)について
〈平成 26 年度第 7 回〉 平成 26 年 12 月 25 日 (木)	・三和区内を運行する路線バス見直しの検討状況について ・(仮称)次期総合公共交通計画について ・上越市地域公共交通活性化協議会会則の改正について ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について
〈平成 26 年度第 8 回〉 平成 27 年 1 月 19 日 (月)	・真砂線・岡田線・水科線の再編について ・牧区における市町村運営有償旅客運送の運行経路等の見直しについて

(次頁につづく)

(前頁からのつづき)

会議開催日	主な協議内容
〈平成 26 年度第 9 回(書面協議)〉 平成 27 年 2 月 4 日 (水) ～ 平成 27 年 2 月 10 日 (火)	・平成 26 年度上越市福祉タクシー導入促進事業計画について
〈平成 26 年度第 10 回〉 平成 27 年 3 月 27 日 (金)	・平成 26 年度補正予算について ・上越市総合公共交通計画について ・平成 27 年度事業計画について ・平成 27 年度当初予算について ・上越市地域公共交通活性化協議会会則の一部改正について
〈平成 26 年度第 11 回(書面協議)〉 平成 27 年 3 月 30 日 (月) ～ 平成 27 年 4 月 1 日 (水)	・新潟空港直行ライナーの運行に係る運賃の変更について
〈平成 27 年度第 1 回〉 平成 27 年 5 月 26 日 (火)	・平成 26 年度実施事業の報告について ・平成 26 年度決算報告について ・平成 28 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・平成 27 年度上越市福祉タクシー導入促進事業計画について
〈平成 27 年度第 2 回〉 平成 27 年 8 月 27 日 (木)	・上越市地域公共交通再編実施計画の作成について ・真砂・岡田線、水科・今保線の本格運行について ・「バスの日フェスタ 2015」実施内容について
〈平成 27 年度第 3 回〉 平成 27 年 11 月 25 日 (水)	・「バスの日フェスタ 2015」実施報告について ・上越市地域公共交通再編実施計画案について
〈平成 27 年度第 4 回〉 平成 27 年 12 月 24 日 (木)	・地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について ・上越市地域公共交通再編実施計画案について
〈平成 27 年度第 5 回〉 平成 28 年 2 月 17 日 (水)	・上越市地域公共交通再編実施計画案について ・再編計画案に基づく路線バスの見直しについて ・今年度の利用促進について
〈平成 27 年度第 6 回〉 平成 28 年 3 月 29 日 (火)	・上越市地域公共交通活性化協議会会則の一部改正案について ・平成 28 年度事業計画案について ・平成 28 年度当初予算案について
〈平成 28 年度第 1 回〉 平成 28 年 5 月 27 日 (金)	・平成 27 年度実施事業について ・平成 27 年度決算について ・平成 28 年度上越市福祉タクシー導入促進事業計画について ・平成 29 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について

(次頁につづく)

(前頁からのつづき)

会議開催日	主な協議内容
〈平成 28 年度第 2 回〉 平成 28 年 7 月 5 日 (火)	・上越市バス交通ネットワーク再編計画に基づくバス路線の再編について
〈平成 28 年度第 3 回(書面協議)〉 平成 28 年 9 月 14 日 (水) ～ 平成 28 年 9 月 20 日 (火)	・平成 29 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
〈平成 28 年度第 4 回〉 平成 28 年 12 月 20 日 (火)	・上越市バス交通ネットワーク再編計画に基づくバス路線の再編について ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について
〈平成 28 年度第 5 回〉 平成 29 年 3 月 27 日 (月)	・平成 29 年度事業計画案について ・平成 29 年度当初予算案について ・平成 29 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
〈平成 29 年度第 1 回〉 平成 29 年 5 月 24 日 (水)	・上越市地域公共交通活性化協議会会則の一部改正について ・平成 28 年度決算について
〈平成 29 年度第 2 回(書面協議)〉 平成 29 年 6 月 29 日 (木) ～ 平成 29 年 7 月 5 日 (水)	・平成 29 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
〈平成 29 年度第 3 回〉 平成 29 年 7 月 31 日 (月)	・平成 30 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・自家用有償旅客運送の更新登録について
〈平成 29 年度第 4 回〉 平成 29 年 10 月 5 日 (木)	・平成 30 年度公共交通利用促進事業について ・平成 29 年度公共交通利用促進事業の進捗について
〈平成 29 年度第 5 回〉 平成 29 年 12 月 21 日 (木)	・地域公共交通確保改善事業費補助金に関する事業評価について
〈平成 29 年度第 6 回〉 平成 30 年 3 月 23 日 (金)	・平成 30 年度事業計画 (案) 及び当初予算 (案) について ・(仮称) 次期総合公共交通計画の策定について
〈平成 30 年度第 1 回〉 平成 30 年 6 月 20 日 (水)	・平成 30 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について ・平成 31 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について

(次頁につづく)



(前頁からのつづき)

会議開催日	主な協議内容
〈平成 30 年度第 2 回〉 平成 30 年 10 月 1 日 (月)	・次期上越市総合公共交通計画の策定について
〈平成 30 年度第 3 回〉 平成 30 年 11 月 28 日 (水)	・地域内公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について ・次期上越市総合公共交通計画の策定について (乗降調査の結果について報告)
〈平成 30 年度第 4 回〉 平成 31 年 3 月 22 日 (金)	・平成 31 年度事業計画 (案) 及び当初予算 (案) について ・平成 31 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について ・次期上越市総合公共交通計画の策定について (素案作成にむけた検討状況について)
〈令和元年度第 1 回〉 令和元年 5 月 27 日 (月)	・平成 30 年度決算について ・平成 31 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について ・令和 2 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・次期上越市総合公共交通計画の策定について (令和元年度の取組内容)
〈令和元年度第 2 回〉 令和元年 7 月 29 日 (月)	・消費税率引上げに伴う協議運賃路線の運賃改定について ・イベント時等に配布する公共交通啓発資料の作成について ・次期上越市総合公共交通計画の策定について (住民の移動に係る地域の取組に対する支援策)
〈令和元年度第 3 回〉 令和元年 9 月 30 日 (月)	・令和 2 年度以降の公共交通利用促進事業の方向性について ・路線バス (富岡線) の県立武道館への乗り入れについて ・降雪期前の通勤・通学者へ配布する公共交通啓発資料の作成について ・次期上越市総合公共交通計画の策定について (共助の取組、計画の構成、各地域の合意形成の経過報告)
〈令和元年度第 4 回〉 令和元年 12 月 25 日 (水)	・次期上越市総合公共交通計画の策定について (計画案について) ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について ・令和 2 年 4 月に行うバス路線の再編について ・高校等新入生を対象とした公共交通啓発資料の作成について ・公共交通総合時刻表の作成について ・新潟空港直行ライナーの廃止について
〈令和元年度第 5 回 (書面協議) 〉 令和 2 年 2 月 7 日 (金) ～ 令和 2 年 2 月 14 日 (金)	・令和 2 年 4 月に行うバス路線の再編について

(次頁につづく)

(前頁からのつづき)

会議開催日	主な協議内容
〈令和元年度第6回(書面協議)〉 令和2年3月16日(月) ～ 令和2年3月23日(月)	・第2次上越市総合公共交通計画の策定について(パブリックコメントの結果等について) ・令和2年度事業計画(案)及び当初予算(案)について ・自家用有償旅客運送における学生定期乗車券の導入について
〈令和2年度第1回(書面協議)〉 令和2年4月20日(月) ～ 令和2年4月24日(金)	・「とよば」停留所の移設について ・自家用有償旅客運送における市営バス学生定期乗車券の適用方法の変更について
〈令和2年度第2回〉 令和2年6月18日(木)	・上越市地域公共交通活性化協議会会則の一部改正について ・令和元年度決算及び監査報告について ・路線バス(直江津・浦川原線)の実証実験等について ・令和3年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について

## 18. 利用者等の意見の反映状況

- ・本格運行に先駆けて実施した実証・試験運行計画の作成に際し、地域の町内会長や団体、学校関係者、利用者、バス及びタクシー事業者からなる懇話会で、運行計画の説明や意見聴取を行った。
- ・実証・試験運行に合わせて実施した評価・検証業務において、利用者アンケート及び地域住民アンケートを実施したほか、バスに乗り込み利用者に対するヒアリングを行った。
- ・第2次上越市総合公共交通計画の策定(令和2年3月)に際し、懇話会において、バス路線再編の基本的な考え方や再編案について審議し、地域の意見を取りまとめた。また、意見交換や乗降調査・戸別訪問等により、住民・利用者等の意見を聞き取り、需要や再編による影響について取りまとめた。
- ・下記19に記載の構成員からなる上越市地域公共交通活性化協議会において、各路線の運行・再編等について協議を行い、意見を反映して本計画を作成している。

## 19. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	新潟県上越地域振興局企画振興部長
関係市区町村	上越市企画政策部長、妙高市環境生活課長
交通事業者・交通施設管理者等	東日本旅客鉄道(株)代表者、北越急行(株)代表者、えちごトキめき鉄道(株)代表者、頸城自動車(株)代表者、上越市ハイヤー協会代表者、国土交通省高田河川国道事務所副所長、新潟県上越地域振興局地域整備部長、上越市都市整備部長、新潟県警察上越警察署長
地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局担当者
その他協議会が必要と認める者	上越市福祉有償運送運営協議会代表者、市民又は利用者、くびき労働組合書記長、国立大学法人上越教育大学教授、上越市老連連絡協議会代表者、上越地区高等学校長会代表者、特定非営利活動法人三和区振興会代表者、上越市商工会連絡協議会代表者、社会福祉法人上越市社会福祉協議会代表者、国土交通省北陸信越運輸局交通企画課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	上越市木田1丁目1番3号
(所 属)	上越市地域公共交通活性化協議会 事務局 上越市企画政策部 交通政策課
(氏 名)	大熊 明子
(電 話)	025-545-9207 (直通)
(e-mail)	kotsu@city.joetsu.lg.jp

## 補助対象路線の 1 回当たりの輸送量等（令和元年度実績）

## ○ 主な補助要件

- ・補助対象の幹線に接続していること又は過疎地域におけるバス路線で幹線又は鉄道に接続すること
- ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
- ・1 回当たりの輸送量が 2 人/回以上であること
- ・赤字が見込まれること

## ○ 定時定路線運行システムの 1 回当たりの輸送量

No.	系 統 名	1 回当たりの輸送量 (人/回)
①	安塚線	9.2
②	島田線	5.4
③	佐内・直江津循環線	6.4
⑨	真砂・岡田線	6.4

## ○ デマンド運行システムの稼働率（計画運行回数に対し、30%以上の稼働率が必要）

No.	系 統 名	稼働率
④	岡沢ルート	47.01%
⑤	月影・下保倉・末広ルート（1）	35.58%
⑥	月影・下保倉・末広ルート（2）	39.71%
⑦	上柿野ルート	37.75%
⑧	小麦平ルート	51.96%